

札幌市骨髄ドナー助成制度のご案内

札幌市では、令和6年4月1日以降に骨髄等(骨髄又は末梢血幹細胞)の提供を行ったドナーの方に助成金を交付します。

助成対象者



次のすべての項目に該当する方

- ・日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した方
(骨髄等の提供に関する最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方を含みます。)
- ・骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていない方
- ・骨髄等の提供日等において、札幌市に住民登録のある方
- ・暴力団等と関係を有していない方

助成金の額



骨髄等の提供のために必要な以下の通院、入院及び面談に要した日数×1万円
(最大10日間、10万円を限度とします。)

- ・健康診断又は自己血の採血のための通院、入院
- ・骨髄等の採取のための入院
- ・その他日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

申請期限



骨髄等の提供が完了した日又は中止となった日の翌日から1年以内

申請方法



下記の書類を提出してください。

(状況により追加書類のご提出をお願いする場合があります。)

- ・札幌市骨髄ドナー助成金交付申請書
- ・骨髄等の提供が完了したこと等を証明する書類の写し
(日本骨髄バンクが発行したもの)
- ・骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証明する書類の写し
- ・住民票の写し
- ・申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)

お問い合わせ・申請書提出先

札幌市保健福祉局保健所 医務薬事課薬事係

☎ 011-622-5162 FAX 011-622-5168 ✉ yakuji@city.sapporo.jp

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

※受付時間 8:45~17:15(土日祝日、12月29日~1月3日はお休みです)

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f85kotuzui/kotuzuidona.html>



さっぽろ市
02-F06-24-1838
R6-2-1247



申請前に、ご相談ください。

助成金交付までの流れ

- 1** **申請者** 申請に必要な書類を提出してください。
- 2** **札幌市** 書類を確認・審査のうえ、交付決定通知書を送付します。
- 3** **申請者** 助成金の請求書を提出してください。
- 4** **札幌市** ご指定の口座に助成金を振り込みます。

? よくある質問

Q1 現在札幌市に住んでいますが、骨髄等を提供した時は、別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？

A1 対象になりません。「提供日」又は最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった場合は「最終同意日」に札幌市に住民登録している方が対象です。

Q2 最終同意前の「確認検査」に要した日は、助成対象になりますか？

A2 対象になります。ただし、骨髄等の提供を完了した方又は最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方の「確認検査」です。

Q3 骨髄等の提供に関する最終同意を行う前に、事前検査等で疾患の既往歴が見つかり、ドナー不適格となった場合、それまでにかかった通院等の費用は、助成対象になりますか？

A3 対象になりません。助成対象となるのは、骨髄等の提供を完了した方又は最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方です。

Q4 骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等は、助成対象になりますか？

A4 対象になりません。

Q5 申請書はいつまでに提出すればよいですか？

A5 骨髄等の提供を完了又は中止した日の翌日から1年以内に提出してください。
なお、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに骨髄等の提供を完了又は中止となった方は令和7年9月30日までに申請を行ってください。